

2018年
247号
12月19日(水)

ねんきん越谷

全日本年金者組合越谷支部
〒343-0845
埼玉県越谷市南越谷2-13-49
(越労連内)
TEL・FAX 048-989-2472
E-mail keyaki-n@biscuit.ocn.ne.jp

第6回高齢者110番講座 テーマ 『知っておきたい相続、 再び』

12月5日(水)中央市民会館で第6回の「高齢者110番講座」がNPO法人埼玉成年後見支援センターと年金者組合越谷支部の共催で開催されました。講師は東越谷在住のNPO法人埼玉成年後見支援センターの代表理事、小嶋先生(小嶋先生は年金者組合の組合員でもあります)です。



今回のテーマは「知っておきたい相続再び」。前回は「終活エトセトラ」でしたが、今年の7月に40年ぶりに相続法が改正されたという事もあり、相続についての話を中心に主な改正点も説明いただきました。



私が代理人として補佐しました。この時に遺言では母の姉妹と実子に均等に財産を分割するという事が書かれていました。ここで遺留分という言葉が出てきました。遺留分とは一定範囲の者が(配偶者・子・直系尊属)が相続財産の一定割合(法定相続分の1/2)を確保できる権利です。

このため実子に相続財産の1/2、残りの1/2を母の姉妹で均等に分けるという事で遺産分割協議を進めました。40年ぶりの相続法の主な改正点は①配偶者居住権の創設(自宅に住み続ける事ができる権利)、②自筆証書遺言に添付する財産目録(パソコン作成)や通帳(コピー)等、自書によらない書面が添付できる、③法務局で自筆証書による遺言の介護や看病に貢献した親族(相続人でない)が、相続人に対して金銭請求ができる、⑤自宅の生前贈与が特別受益の対象となる、⑥被相続人名義の預貯金の一部払い戻しが可能、等です。

今年春、年金機構がデータ入力を中心とした業務にまでやらせたことに国民の不安が沸騰。越谷支部は4月6日、越谷年金事務所長と懇談を行ない、私たちの不安を解消するよう申し入れました。支部段階で年金機構側と話し合ったのは「越谷支部のみ」といわれました。6月19日、しんぶん赤旗が「振替加算未払い5年時効の壁」と報じ、「これは何だ?」と初めて「振替加算」を意識するようになりましたが、身近に該当する人も見当たらず、何もせず今日に至りました。◆ところが最近、支部組合員の内藤宗助さん夫妻に報道と全く同様な問題があり、年金者組合中央本部を含めて「5年時効の撤廃」を求めていることが明らかになりました。◆「振替加算」は内容が難しく複雑なため、説明は省略しますが、内藤さんの場合、本来12年前まで遡って支給されるべきものが「時効の壁」で5年分しか支給されません。◆年金一元化の際、多くの方が正しく処理されたらしいが、一部の人が正しくな処理のため被害を受けているようです。◆被害者の多くは夫婦の片方が年金のケースで発生しているらしく、該当者は全国で「約3万人」という話もあります。◆どう対処するかと? ◆支部組合員の方共済年金に呼びかけます。「ご夫婦で片方が共済年金だった人は年金事務所に私の年金額の詳細を知りたい」と問い合わせてください。◆「振替加算」を忘れる前に「キーワード」の「振替加算」を忘れずに聞いて下さい。◆越谷年金事務所(山本)の電話番号は048-960-1190です。◆自分の年金額がどう決まっているのかを聞くことは年金事務所も推薦していること、歓迎されたい。◆年金事務所も多忙です。予約を取るなどの対策はお忘れなく。

私が代理人として補佐しました。この時に遺言では母の姉妹と実子に均等に財産を分割するという事が書かれていました。ここで遺留分という言葉が出てきました。遺留分とは一定範囲の者が(配偶者・子・直系尊属)が相続財産の一定割合(法定相続分の1/2)を確保できる権利です。

◆今年春、年金機構がデータ入力を中心とした業務にまでやらせたことに国民の不安が沸騰。越谷支部は4月6日、越谷年金事務所長と懇談を行ない、私たちの不安を解消するよう申し入れました。支部段階で年金機構側と話し合ったのは「越谷支部のみ」といわれました。6月19日、しんぶん赤旗が「振替加算未払い5年時効の壁」と報じ、「これは何だ?」と初めて「振替加算」を意識するようになりましたが、身近に該当する人も見当たらず、何もせず今日に至りました。◆ところが最近、支部組合員の内藤宗助さん夫妻に報道と全く同様な問題があり、年金者組合中央本部を含めて「5年時効の撤廃」を求めていることが明らかになりました。◆「振替加算」は内容が難しく複雑なため、説明は省略しますが、内藤さんの場合、本来12年前まで遡って支給されるべきものが「時効の壁」で5年分しか支給されません。◆年金一元化の際、多くの方が正しく処理されたらしいが、一部の人が正しくな処理のため被害を受けているようです。◆被害者の多くは夫婦の片方が年金のケースで発生しているらしく、該当者は全国で「約3万人」という話もあります。◆どう対処するかと? ◆支部組合員の方共済年金に呼びかけます。「ご夫婦で片方が共済年金だった人は年金事務所に私の年金額の詳細を知りたい」と問い合わせてください。◆「振替加算」を忘れる前に「キーワード」の「振替加算」を忘れずに聞いて下さい。◆越谷年金事務所(山本)の電話番号は048-960-1190です。◆自分の年金額がどう決まっているのかを聞くことは年金事務所も推薦していること、歓迎されたい。◆年金事務所も多忙です。予約を取るなどの対策はお忘れなく。

点晴

年金の「振替加算」と「時効5年」の問題